

杉本辰弥代表(63)
(東京都文京区)

杉本辰弥オーナーが代表理事を務める日本不動産経営協会(JRMMA、以下ジャルマ)は、8月12日に定例会を行った。

第1部では同会オーナーが自身の不動産賃貸経営の理念について講演した。第2部では、司法書士の小山弘氏が登壇。自身が携わった建物明渡請求訴訟の経験談や、同会オーナーに本人訴訟のアドバイスをした事例を交えながら、司法書士の仕事を紹介した。同会オーナーが、内装を壊した引越会社に25万円の賠償を求めて提訴した際には、弁護士に頼めば着手金だけで30万円以上掛かるため、本人訴訟をすることになった。また、簡易裁判であれば司法書士が代理人になることができる。しかし、強制執行の判決を得るには通常3カ月以上の未納でなくては判決が出ないうえ、強制執行するにも鍵屋や引越し屋への代金や荷物の保管料などの経費が掛かる。解決するまでに半年は掛かる。そのため、現実的には引越し代を出すなどして円満退去してもらう方が得策かもしれない、といった内容の話があったという。

司法書士が事例紹介
裁判より現実的な交渉術
ジャルマ

第2部終了後の懇親会にも小山司法書士は参加し、参加者からのケースバイケースの相談を受けていた。